

議事要旨

会合名称： 第8回 モデル取引契約見直し検討部会 民法改正対応モデル契約見直し検討WG（WG1）

開催日時： 2019年12月16日（月）16:00～18:00

議事内容：

1. 前回議事録の確認

事務局より、前回議事録（資料8-2）の確認を行った。

2. モデル契約改訂案の検討（2）

（1）関連資料の説明

- ・ 専門委員より（資料8-5）に基づき、第3回の部会で出された意見及び公表に向けて検討すべき論点について提示され、説明が行われた。
- ・ 委員より（資料8-9）に基づき、第8回WG1資料（速報版）についての提案が提示され、説明が行われた。

（2）討議

- ・ 各委員から質疑、意見等が述べられ議論が行われ、議論の結果を反映し、公開する民法改正見直しモデル契約とすることが了承された。主な議論は以下。

（「契約不適合責任」のオプション条項）

- “性質上検査によっても発見できないことがある”に当たりそうなものとしては、一定の期間データが蓄積しないとチェックができないタイプのような場合とセキュリティがありそうだ。
- 単にユーザに時間的余裕がなかった場合や、検査仕様書の作成をベンダに丸投げしてしまった場合など、オプション条項の適用がされないと考えられる具体的な例を提示すべきではないか。

（外部設計書における「契約不適合責任」、期間制限のあり方）

- 外部設計書の契約不適合が性質上検査による発見が合理的に期待できない場合のオプション条項はいらないという意見もあるが、外部設計書の局面でもそのような場合があり得ないとはいえないのではないか。
- 外部設計書は情報の非対称性が大きくなってしまいうこともあり、ユーザが設計書を渡されてもさっぱりわからないということもあるので、オプション条項はあった方がいいのではないか。
- ソフトウェアに契約不適合があつて、外部設計書に照らしてみたら当該プログラムは外部設計書通りであったものの、要件定義書とは異なるということであれば、システム仕様書（外部設計書+要件定義書）との不一致としてソフトウェアにおける契約不適合の問題として救われる話で、外部設計書単体をどうこうするものではないのではないか。

- 仮に上記のケースで外部設計書以前とソフトウェア開発以降でベンダが違う場合は、外部設計書を信用してプログラミングしたベンダは責任を負わなくてもよい。モデル契約は外部設計とその後の開発でベンダが替わることを想定していないのではないか。
- そもそも、外部設計段階で要求仕様が確定しないケースがあり、確定した時に仕様変更契約を本来締結すべきだが、適切にされていないケースが多く揉める原因になる。
- 検収時という客観的な起算点から〇か月、〇年という形で切ってしまうので、民法のデフォルトルールでは知った時から1年ということで契約不適合責任を問えるにも係らず、この条項では問えない場合がでてくる。これは一部ベンダの責任を制限することになるところ、契約不適合についてベンダに故意または重過失があるような場合にまで責任制限をするのは行き過ぎではないか。

3. その他

- ・事務局より（資料 8-8）に基づき、今後の予定について説明が行われた。
 - ・民法改正対応版は、12 月末に一般公開する。
 - ・その他の論点については、引き続き議論する。来年度も継続することが了承された。

以上